

提出書類のご案内

○ 教材費など授業料以外の教育費に対する支援（石川県教育費負担軽減奨学金）

- （１）石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変分）受給申請書
- （２）生徒本人及び保護者等全員の住民票（令和８年７月１日現在の居住地がわかるもの）
※個人番号の記載がないもの
※生徒本人の「本籍地」の記載があるもの
（日本国籍以外の場合は、「国籍・在留資格・在留期間」の記載があるもの）
- （３）保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
（次のいずれかの写しを添付）

【（３）の書類の具体的な内容】

（離職や廃業を伴う場合）

- ①離職票（提出できない場合は、前雇用者が失職を証明する書類で代替できます。）
- ②雇用保険受給資格者証
- ③解雇通告書
- ④破産宣告通知書
- ⑤廃業等届出書 など

※離職や廃業を伴わず、単に月額給与や売上の減少のみが生じた場合については（４）で示す収入を証明する書類の提出をもって（３）の家計急変の事由を証明する書類を省略することができます。ただし、その場合は、離職や廃業は生じていないものとして判定されます。

- （４）家計急変の前後の保護者等の収入を証明する書類（収入の減少の有無にかかわらず保護者等全員のものが必要です。）

【（４）の書類の具体的な内容】

（家計急変前の保護者等の収入を証明する書類）

- ① 令和８年度の所得課税証明書（扶養親族の記載が省略されていないもの）の写し
 - 所得課税証明書に扶養親族の記載がない場合は、追加で扶養親族分の健康保険証の写しを添付してください。
 - 令和８年７月１日までに家計急変が生じた場合は、家計急変の状況を踏まえた上で、令和８年７月１日時点の状況に基づき判定します。令和８年７月２日以降に家計急変が生じた場合はその時点の状況に基づき判定します。

（次のページに続く）

(家計急変後の保護者等の収入を証明する書類)

○給与又は個人事業主等で事業収入（売上）の減少による家計急変の場合は①に加えて、②から④の書類のいずれかを添付してください。

②雇用主が作成した家計急変した日以降の月額給与の見込み額

③②の取得が困難な場合は、直近3か月分の給与明細書の写し

④個人事業主の場合は、税理士又は公認会計士が作成した直近3か月分の事業収入（売上）が確認できる資料及び直近の確定申告書の写し

→ 事業収入（売上）は、確定申告書（所得税法第2条第1項37号に規定する確定申告書を指す。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

→ 税理士又は公認会計士の作成した資料の取得が困難な場合は、直近3か月分の事業収入（売上）の算出根拠とした売上台帳の写し等※を追加で添付してください。

なお、写しを添付する際には、事業収入（売上）の算出の根拠となる箇所にマーカーなどでチェックをつけてください。

※算出根拠とした売上台帳の写し等について

- ・フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
- ・紙面に印刷又はコピーして添付してください。
- ・書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出する資料が直近3か月の事業収入（売上）であることを確認できる資料として提出してください。（〇年〇月と明確に記載されているもの等）

→ 直近の確定申告書の写しについては次の（i）及び（ii）の書類の写しを提出ください。

（i）確定申告書 第一表及び第二表

（ii）収支内訳書若しくは所得税青色申告決算書

（5）債権者登録申出書

（6）在学証明書

（7）扶養親族申告書

（所得割合算額が264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯に該当する場合のみ）

※生徒本人の国籍が日本国以外の場合、他に提出書類が必要となる場合があります。

詳しくは下記問合せ先までお問合せください。

【制度や提出書類に関するお問い合わせ先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

TEL:076-225-1233